

<<< 新旧対照表 (案) >>>

○大田区組織条例 (昭和49年条例第2号)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>○大田区組織条例 昭和49年3月30日 条例第2号 改正令和3年#月#日#号</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、大田区に次の部をおく。</p> <p>企画経営部 総務部 地域力推進部 観光・国際都市部 区民部 産業経済部 福祉部 健康政策部 こども家庭部 まちづくり推進部 <u>鉄道・都市づくり部</u> 空港まちづくり本部 都市基盤整備部 環境清掃部</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画経営部の項からこども家庭部の項まで(改正なし)</p> <p>まちづくり推進部</p> <p>(1) 都市計画に関すること。 <u>(削除)</u></p> <p>(2) 交通に関すること(他部に属するものを除く。)</p> <p>(3) 建築に関すること。</p> <p>(4) 住宅に関すること。</p> <p><u>鉄道・都市づくり部</u> <u>(1) 鉄道・都市整備に関すること(他部に属するものを除く。)</u></p> <p>空港まちづくり本部の項から環境清掃部の項まで(改正なし)</p> <p><u>付 則(令和3年#月#日条例第#号)</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> | <p>○大田区組織条例 昭和49年3月30日 条例第2号</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、大田区に次の部をおく。</p> <p>企画経営部 総務部 地域力推進部 観光・国際都市部 区民部 産業経済部 福祉部 健康政策部 こども家庭部 まちづくり推進部</p> <p>空港まちづくり本部 都市基盤整備部 環境清掃部</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画経営部の項からこども家庭部の項まで(略)</p> <p>まちづくり推進部</p> <p>(1) 都市計画に関すること。 <u>(2) 都市整備に関すること(他部に属するものを除く。)</u></p> <p>(3) 交通に関すること(他部に属するものを除く。)</p> <p>(4) 建築に関すること。</p> <p>(5) 住宅に関すること。</p> <p>空港まちづくり本部の項から環境清掃部の項まで(略)</p> |